

7. 公害苦情の状況

平成26年度から平成30年度までの当市の公害苦情件数の推移は表7-1のとおりです。

表7-1 公害苦情件数の推移

単位：件

年 度	総 数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	その他
26	56	23	8	0	6	0	0	4	15
27	56	20	7	1	4	0	0	12	12
28	73	21	15	0	0	0	0	6	31
29	77	41	13	0	9	1	0	4	9
30	95	37	14	0	14	2	0	6	22

平成30年度の公害苦情における公害苦情件数の内訳をみると、大気汚染が全件数の約39%を占めており、大気汚染の苦情件数37件のうち野焼きに関する苦情が32件でした。また、その他に分類される不法投棄の件数は22件、油漏れ等による水質汚濁の苦情件数と騒音による苦情件数がそれぞれ14件と多くみられました。中でも騒音の苦情件数は年々増加傾向にあります。

過去5年間を通して、平成30年度は公害苦情総数をもっとも多く見られました。平成28年度以前と比べて野焼きに関する苦情件数が多いことや、その他に分類される不法投棄の苦情件数が2倍以上になったこと、騒音の苦情件数が年々増加していることが原因です。

野焼きと不法投棄の現場写真

亀山市の苦情件数の結果から、野焼きと不法投棄が大部分を占めていることが分かります。廃棄物の野外焼却や、不法投棄は止めましょう。



廃棄物の野外焼却は原則禁止されています。
廃棄物は適切に処理するようにしましょう。



不法投棄は禁止されており、廃棄物を捨てるとうちや環境を汚染する可能性もあります。みだりに廃棄物を捨てるのはやめましょう。